

令和5年第2回農業委員会総会議事録

開催年月日	令和5年2月24日(金)					
開催場所	白岡市役所4階特別大会議室					
開催時間 及び宣告者	開会	午前 9時00分	議長	進藤 貴一		
	閉会	午前10時09分	議長	進藤 貴一		
議長	進藤 貴一	臨時議長		仮議長		
委員 出席 状況	農業委員			推進委員		
	席次番号	氏名	摘要	席次番号	氏名	摘要
	1	岡 安 広	出席	1	長 澤 い と	出席
	2	岩 上 賢	出席	2	川 野 信 之	出席
	3	関 山 功 一	出席	3	齋 藤 光 則	出席
	4	進 藤 貴 一	出席	4	渡 邊 明 子	出席
	5	江 原 健 治	出席	5	神 田 潔	出席
	6	黒 須 宣 夫	出席	6	小 林 一 夫	出席
	7	山 下 幸 一	出席	7	安 野 和 好	欠席
	8	吉 田 敏 雄	出席	8	清 水 清	出席
	9	大 山 峰 夫	出席	9	今 泉 志 江	出席
	10	安 藤 富 司 夫	出席			
	11	荒 井 肇	欠席			
	12	齋 藤 美 佐 夫	出席			
	13	江 口 泰 夫	出席		出席者	21名
14	小 島 俊 雄	出席		欠席者	2名	
議事参与制限 を受ける委員		清 水 清	会長からの 出席要請者		農政課	
事務局	事務局長	佐々木 雅美		局長補佐	本村 剛士	
	主 査	塩村 孝太郎		主任	安藤 寛子	
	主任専門員	岡安 秀夫				
説明員	主 査	塩村 孝太郎		主任	安藤 寛子	
	主任専門員	岡安 秀夫		農政課	伊藤 寛和	
	農政課	大 寫 康 正		農政課	矢野 友基	

審議事項

- (1) 農業振興地域整備計画の変更に係る意見について
- (2) 農地法第3条の規定による許可申請に対する許可について
- (3) 農地法第5条の規定による許可申請に対する進達の意見について

協議報告事項

- (1) 農地法第4条第1項第8号の規定による転用届出に対する専決処分について
- (2) 農地法第5条第1項第7号の規定による転用届出に対する専決処分について
- (3) 農地法第18条第6項の規定による通知について
- (4) その他

議 事 の 経 過

発言者	議題・発言内容・決定事項
事務局長	皆さんおはようございます。定刻となりましたので、ただ今から令和5年第2回農業委員会総会を始めさせていただきます。はじめに、進藤会長から御挨拶を頂戴したいと存じます。
会長	おはようございます。新しい年が明けたとって思っていたら、早や、2月の会議を開催する運びとなりました。この時期は三寒四温と云われ、少し春めいた兆しが出てきている気がいたします。一方では、田植えや梨など、農作物の準備に入ることと思います。本日も慎重審議をお願いいたしまして、挨拶とさせていただきます。
事務局長	本日は、傍聴人の方がお見えでございます。なお、傍聴人に申し上げます。お手元の『傍聴人心得』を良くお読みいただき、傍聴くださいますようお願いいたします。
事務局長	現在の出席は農業委員13名、推進委員8名でございます。なお、荒井委員、安野推進委員におかれては本日欠席との報告をいただいております。また、山下委員におかれては途中退席とのご報告をいただいております。よろしくようお願いいたします。こののちは、農業委員会会議規則に基づきまして、進藤会長に議長をお願いいたします。
議長	現在出席委員13名であり定足数に達しておりますので、これから第2回総会を開会いたします。
議長	議事録署名委員に関山委員、江原委員を指名いたします。
<p><u>日程第1 議案第4号 農業振興地域整備計画の変更に係る意見について</u></p>	
議長	日程第1 議案第4号 農業振興地域整備計画の変更に係る意見について を議題といたします。
議長	本案につきましては、農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2第2項の規定に基づき白岡市から依頼がありました。これより農政課職員から内容説明をいたさせます。
農政課	<p>説明の前に1点資料の訂正がございます。お配りしております令和4年12月受付分、白岡市農業振興地域整備計画変更案の資料の表紙をおめくりいただきまして、変更総括表と云うものがあると思いますが、そちらの3ページ目、受付番号10番の案件につきまして、面積の記載が抜けておりました。こちら面積が***㎡となっております。従いまして、一番下の合計につきまして***㎡分が加算されますことから、****㎡となります。</p> <p>資料の訂正につきましては以上です。誠に申し訳ございませんでした。</p>
農政課	それでは説明をさせていただきます。

農政課

今回、農用地区域からの除外につきまして、令和4年12月5日から16日までの2週間をもって受付しましたところ、14件の申出がございました。本日は、この14件につきまして、お諮りいたしたいと存じます。

皆さまには、今回の除外案件の総括表と各案件の資料を事前に配布させていただいております。本議案につきましては、こちらを基に説明いたします。

なお、配布資料につきましては、会議終了後に回収させていただきますので、机の上に置いたままにしておいてくださいますよう、お願いいたします。

除外の要点についてご説明させていただきます。

まず、除外の計画が不要不急でないことです。今どうしてもそこが必要で、そこでなければならない理由が必要となります。

続きまして、除外を行う場合は、農業振興地域の整備に関する法律第13条第2項の五つの要件を全て満たす必要があります。

一つ、農用地区域以外に代替する土地がないこと。二つ、農用地の集団化の作業の効率化などに支障を及ぼすおそれがないこと。三つ、担い手に対する農用地の利用集積に首相及ぼす恐れがないこと。四つ、農業用施設の機能に支障を及ぼさないこと。五つ、土地改良事業の工事完了後8年が経過していること。以上です。

それでは、今回申し出のあった案件の説明に移らせていただきます。

先程訂正いただいた総括表をおめくりいただくと、資料の下にページ番号がふられております。

まず、1ページをご覧ください。それでは、事案番号1番について御説明いたします。除外申出地は、高岩字寺下****番*の一部です。事業計画者は、現在、*****にある実家に居住しており、結婚を機に、自らの住宅を建築することを目的として、除外申し出を行ったものです。

こちらの案件につきましては、書類等の補正について、すべて是正された場合に限り、見込みがあると判断します。

続きまして、資料の6ページをご覧ください。

除外申出地は、彦兵衛字外記山*番*ほか*筆です。事業計画者は、現在、市内で産業廃棄物の収集運搬業を営んでおり、現在の保管場所が手狭になってきたことから、新たに収集物の保管を行う土地を取得するために、除外申し出を行ったものです。こちらの案件につきましては、登記地目が山林となっておりますが、現況農地と判断し、除外手続きを行っております。

こちらの案件につきましては、書類等の補正について、すべて是正された場合に限り、除外の見込みがあると判断します。

続きまして、資料の11ページをご覧ください。

除外申出地は、高岩字六間****番*ほか*筆です。事業計画者は、現在、****市内のアパートに居住しており、出産を機に、妻の実家が存在する白岡市に自らの住宅を建築するために、除外申し出を行ったものです。

こちらの案件につきましては、書類等の補正について、すべて是正された場合に限り、除外の見込みがあると判断します。

農政課

続きまして、資料の 16 ページをご覧ください。

除外申出地は、野牛字内舞台***番*です。事業計画者は、現在、**市のアパートに居住しており、結婚を機に、妻の実家や保育園に近く、育児に適した環境である申出地に自らの住宅を建築するために、除外申し出を行ったものです。

こちらの案件につきましては、書類等の補正について、すべて是正された場合に限り、除外の見込みがあると判断します。

続きまして、資料の 22 ページをご覧ください。

除外申出地は、下大崎字屋敷前***番*ほか*筆です。事業計画者は、現在、申出地の隣で貨物自動車運送業を営んでおり、現在利用している駐車場が手狭になってきたことから、事務所の隣である申出地を駐車場として利用するために、除外申し出を行ったものです。

こちらの案件につきましては、書類等の補正について、すべて是正された場合に限り、除外の見込みがあると判断します。

続きまして、資料の 27 ページをご覧ください。

除外申出地は、下野田字宿***番*ほか*筆です。事業計画者は、現在、申出地の隣で車両のリース・レンタルなどの事業を営んでおりますが、敷地内に農地が存在することで効率的な利用に支障が出ていることから、申出地を自社の敷地に組み入れるために除外申し出を行ったものです。

こちらの案件につきましては、書類等の補正について、すべて是正された場合に限り、除外の見込みがあると判断します。

続きまして、資料の 31 ページをご覧ください。

除外申出地は、荒井新田字下荒井ヶ崎***番*です。事業計画者は、現在、市内で石油運送事業を営んでおりますが、もともと自社敷地に車両を停めていたところ、自社営業所の増築により駐車場が不足することとなってしまったことから、新たに駐車場として利用するために除外申し出を行ったものです。

こちらの案件につきましては、書類等の補正について、すべて是正された場合に限り、除外の見込みがあると判断します。

続きまして、資料の 36 ページをご覧ください。

除外申出地は、下野田字萩原駒込***番*ほか*筆です。事業計画者は、申出地に隣接する*****を所有しており、選果場跡地と一体として、貸店舗として*****及びその通路として利用するために、除外申し出を行ったものです。

こちらの案件につきましては、書類等の補正について、すべて是正された場合に限り、除外の見込みがあると判断します。

続きまして、資料の 43 ページをご覧ください。

除外申出地は、荒井新田字上荒井ヶ崎***番*をはじめ、計*****㎡となっております。事業計画者は、現在、**市で**を中心とする冷凍・冷蔵食品の配送業を営んでおりますが、関係法令の改正への対応や輸配送効率の向上を目的として、

<p>農政課</p>	<p> **市の本社を含む複数の物流拠点を統合し、申出地に物流センターを建築することを目的として除外申し出を行ったものです。こちらの案件につきましては、規模が大きいことから当市関係各課との協議を重ねてまいりましたが、現在のところ除外・転用の見込みありと判断しております。しかし、除外・転用面積が非常に大きいことから、委員の皆さまにおかれましては、忌憚のないご意見を頂戴し、慎重なご審議をお願いしたいと存じます。 </p> <p> 続きまして、資料の 65 ページをご覧ください。 </p> <p> 除外申出地は、上野田字赤砂利***番*ほか*筆です。事業計画者は、現在、***市のアパートに居住しておりますが、結婚を機に、実家に近く、母が所有する土地である申し出地に自らの住宅を建築するために、除外申出を行ったものです。 </p> <p> こちらの案件につきましては、書類等の補正について、すべて是正された場合に限り、除外の見込みがあると判断します。 </p> <p> 続きまして、資料の 69 ページをご覧ください。 </p> <p> 除外申出地は、高岩字六間****番*の一部です。事業計画者は、現在、**市内のアパートに居住しておりますが、子どもの成長に伴って、現在のアパートが手狭となってきたことから、お互いの実家に近い申し出地に自らの住宅を建築するために、除外申出を行ったものです。 </p> <p> こちらの案件につきましては、書類等の補正について、すべて是正された場合に限り、除外の見込みがあると判断します。 </p> <p> 続きまして、資料の 73 ページをご覧ください。 </p> <p> 除外申出地は、高岩字六間****番*です。事業計画者は、現在、**市のアパートに居住しておりますが、両親が高齢となり、介護が必要となったことから、実家に近く、介護車両の出入りにも十分な面積を確保できる申し出地に自らの住宅を建築するために、除外申出を行ったものです。 </p> <p> こちらの案件につきましては、書類等の補正について、すべて是正された場合に限り、除外の見込みがあると判断します。 </p> <p> 続きまして、資料の 79 ページをご覧ください。 </p> <p> 除外申出地は、上野田字西ヶ崎***番*の一部です。事業計画者は、現在、**市内のアパートに居住しておりますが、出産を機に、妻の実家のすぐ近くである申し出地に自らの住宅を建築するために、除外申出を行ったものです。 </p> <p> こちらの案件につきましては、現在申出地に木や石材のようなものがみえ、除外・転用前にそれらの是正を行うよう指導しております。従って、それらがすべて是正された場合に限り、除外の見込みがあると判断します。 </p> <p> 説明は以上です。 </p>
<p>議長</p>	<p> 説明が終了しました。なお、推進委員の皆様におかれましては、農業委員会等に関する法律第 29 条に基づき総会への出席をお願いしているところですが、本案には、推進委員に関する事項も含まれております。従って、議事の公正を確保するため、農業委員に準じて議事に参与することを制限することとし、議案第 4 号の内、 </p>

議長	番号9を除いて御意見・御質疑等をお伺いします。御意見・御質疑等ございましたらお願いいたします。
委員	9を除いてと云うことですが、一部資料が不足しているように思われますが、先ず、27ページの番号6ですが、法13条第2項各号の要件を満たすと判断できる理由と云うのは別紙のとおりとあるんですけれども、別紙が付いていないようです。理由書と地図くらいで終わっておりますが、13条第2項の別紙があるものと思いますが如何でしょうか。
農政課	こちらの案件につきましては、事業者に対して13条2項の書類の提出を促しているところですが、まだ資料がそろっていない状態でございます。
委員	まだ資料がないと云うことですか。
農政課	はい。
委員	そうすると13条2項に該当するかどうかについては確認が出来ないと云うことですね。
農政課	1号から5号までの要件に関しましては、除外の申し出を受ける前の時点で満たされたもののみを受ける指導をしております。従って、事前にこちらで確認は取れておりますが、申出資料としてはまだ提出がされていない状況です。
委員	確認は取れていると云うことでしょうか。
農政課	はい。
委員	そのような状況のものが、10番、11番、12番についても、13条2項の別紙がないのですが、この辺も同じでしょうか。
農政課	10番、11番、12番についても、同じ状況でございます。
委員	申出地は現在は農地なんだろうけども、全部農地として耕作、或いは自己保全管理されており、住宅が建っていたり、木材が置かれていたりなどについては大丈夫なんだろうかと。
農政課	農業委員会と農政課で現地確認を行った際には、先に説明した14番の案件については農地として適正に管理していないような状況が見受けられましたが、それ以外のところに関しては、そう云った状況はございませんでした。
委員	6番とか8番は大丈夫ですか。
農政課	6番、8番共に現地を確認いたしました。適正に管理されておりました。
委員	6番については、今使っている敷地の中にある感じですが、そう云うのも大丈夫ですか。
農政課	敷地の中に立ち入りさせていただきまして確認させていただきました。

委員	8番なんかも大丈夫ですか。
農政課	8番についても外側からですが現地を確認させていただきまして、適正に管理されていることが確認できました。
委員	私が見たところではちょっと疑問に思うところがありますけども、事務局の方で大丈夫と云うのであれば結構です。9番を除いては以上です。
議長	ほかにどなたかありますか。
委員	43ページの9番ですが、農地等の概要は別紙のとおりとありますが、所在地や面積など一覧表がありませんが、その辺はどうなのでしょう。
農政課	9番につきましては筆数が多いことから、事業者からは別紙で資料が提出されておりましたが、その別紙が、地権者名や電話番号などの個人情報が含まれておりましたことから、こちらの判断で添付をしないことといたしました。
委員	合計面積なども伝えられないのでしょうか。
農政課	合計面積につきましては、*****㎡となっております。
委員	はい結構です。すみません。
議長	ほかにありますか。
委員	番号9番についても質問してよろしいのでしょうか。
事務局長	9番につきましては、この後で別にお願ひします。
議長	ほかにありますか。
	[なしと云う声あり。]
議長	質疑なしと認めます。
議長	お諮りします。本案のうち、番号9を除く案件については、やむを得ないものと認め、市へ回答することで御異議ございませんか。
	[異議なしと云う声あり。]
議長	異議なしと認めます。よって議案第4号のうち、番号9を除く案件についてはやむを得ないものとし、意見を付さない旨の回答をすることといたします。
議長	続きまして、****委員におかれましては一時退室をお願いいたします。
	[****委員、一時退室]
議長	続きまして、議案第4号の内、番号9について御意見・御質疑等ございましたらお願いいたします。
委員	43ページの中に取水・排水計画と云うものがあるんですけど、その雨水の排水

委員	方法で、貯留施設から法定外水路へ放流とあります。なお、かなりの土地の面積がございいますが、ここは、元皿沼のあった上流区域なんですね。ここはかなり低地なものですから、今は田んぼとして雨水の遊水機能を有しています。これだけの範囲が埋め立てされてしまうと、大雨時などの雨水の排水は、たぶん付近に放流するものと思うんですけど、隼人堀辺りも台風時期などにはかなり満水になります。その辺の計画について心配ないのか伺います。
農政課	農政課に提出されている計画図によりますと、建築物、倉庫を建てるわけなんですけども、その地下に概ね1900坪くらいのプールのような貯留施設を設けまして、一旦そこに雨水をためて少しずつ流していくと云うような計画となっております。 貯留施設の大きさであるとか処理容量につきましては、市の建築課開発担当の方から、法令に則った施設を作るよう指導しております。
委員	荒井新田区域は全体的に土地自体が低いところですよ。西には柴山沼があり、東には皿沼がありましたが、ちょうど間の低い地域なので、地域の方も雨水問題に関しては強く関心があります。その辺はしっかりした施設を整備していただけるようお願いします。それと汚水の関係なんですけど、公共下水道に接続とありますが、あの近辺では現在公共下水道は整備されておりませんが如何でしょうか。
農政課	記述の誤りです。こちらは、農業集落排水に接続する予定となっております。失礼いたしました。
委員	農業集落排水については排水処理能力が限定されておりますので、下水道課とは十分協議されるようお願いしたいと思います。
農政課	はい。承知しました。
委員	それと、もう一点なんですけど、関係する農地等の概要が別紙のとおりとありますけど、それらが付いていないのと、合計面積が*****㎡、土地造成面積が*****㎡この辺の違いはどう云ったことでしょうか。
農政課	関係する農地等の概要の別紙が付いていないことに関しましては、事業者からは別紙が提出されておりましたが、そちらには地権者さんのお名前であるとか電話番号と云った個人情報が多く記載されておりましたことによるものです。面積に関しましては、農地、つまり除外・転用する面積は*****㎡で間違いございませんが、計画区域の中には水路であったり、或いは道路であったりが含まれておりまして、それらを付替えて土地の造成を行います。従って、それら農地以外の面積を加算したものが土地造成面積となつてございまして。
委員	はい。わかりました。ありがとうございます。
議長	この件に関して、ほかの方、ありましたらお願いします。
委員	真ん中に水路があると思うんですけど、この水路なんかは、何処かに付替えるんでしょうか。

農政課	真ん中に通っている水路については、概ね南西側に市の道路があるんですけども、そこに沿うような形で、同寸法、同じ断面をもった形で水路を付け替えるように指導をしております。以上です。
委員	はい。了解しました。
議長	ほかにどなたかありますか。よろしいでしょうか。 [新たな発言はなし。]
議長	それでは、私も同じ地域なのですが、私は意見と云うよりも、一農業委員として、このような優良農地にこのような物件が出来ることに関して、今までは、農地には農業施設以外のものはなかなか出来ませんでした。それが、このように可能性を持った案件として農業委員会の会議へあがってきておりますが、今後、我々はどうのような心構えを持っていくのか。その辺、どなたかお答えいただけますか。
事務局長	すみません。私の方からお答えさせていただきます。会長のおっしゃるとおり、今回の開発面積が*ヘクタール超となり大きなものとなります。こちらにつきましては市の総合振興計画において、インター周りに産業系の誘導ゾーンが設けられておりますことから、開発の面から見て立地可能性のあるゾーンとなっております。但し、これらが同じような形で全ての農地で適用されるものではございません。例えば、野牛のジャンクション周りであるとか、野牛・馬立の土地改良事業地内で同じような開発を行おうとしても、あちらにつきましては、総合振興計画や都市計画マスタープランの位置付けがない地域につきましては、開発協議には乗せられないような状況でございます。こちらの方がインターの近くであったと云うことと、国道122号線の沿道であったと云うことで、開発の側面からすると可能性があるエリアと云うことで協議の土台に乗ってきて、今回、農業委員会の方にお諮りさせていただいたものでございます。 農業委員会の皆様におかれては、農業に関する幅広い知見をお持ちでいらっしゃいますが、今後、今回のような案件が出てくる可能性もございますことから、次回の総会で総合振興計画と都市計画マスタープランの現況資料をお配りさせていただきまして、開発の可能性のあるエリアと、そうではないエリアなどを御説明させていただきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。
議長	わかりました。その都度説明して教えてください。
議長	この件に関しましてはわからない部分もありますが、**委員がいろいろと質問していただきまして、すごくよかったですと思います。何れ、どこかの地域であるかもしれないので、その時は、皆さんがこの事例を覚えておいていただきまして、今後、改めてこのような案件が出てきた場合は、それぞれの委員が考えて発言をしていただければよろしいかと思っております。
議長	ほかに意見はありますか。

	[なしと云う声あり。]
議長	質疑なしと認めます。
議長	お諮りします。議案第4号の内、番号9につきましては、やむを得ないものと認め、市へ回答することで御異議ございませんか。
	[異議なしと云う声あり。]
議長	異議なしと認めます。よって議案第4号の内、番号9につきましては、やむを得ないものとし、意見を付さない旨の回答をすることといたします。
議長	****委員は入室してください。
	[****委員、入室]

日程第2 議案第5号 農地法第3条の規定による許可申請に対する許可について

議長	日程第2 議案第5号 農地法第3条の規定による許可申請に対する許可についてを議題といたします。事務局から内容説明をいたさせます。
事務局	<p>それでは、議案第5号 農地法第3条の規定による許可申請に対する許可につきまして、御説明いたします。今回案件は4件でございます。</p> <p>総会資料の3ページを御覧願います。</p> <p>番号1につきましては、農業経営規模拡大のため、譲受人が、譲渡人から、売買により所有権を移転するものです。</p> <p>譲受人の農業経営の状況につきましては、耕作面積は255.97aで全て耕作又は自己保全管理がされており、農業従事者は家族3名と臨時従事者が15名となっております。農業従事日数は300日、農機具等については、トラクター2台、田植機1台、コンバイン1台、乾燥機1台、もみすり機1台、軽トラック等を所有しています。</p> <p>このことから、農地法第3条第2項各号には該当せず、許可要件のすべてを満たしていると考えます。</p> <p>続きまして、総会資料の3ページ下段から4ページを御覧願います。</p> <p>番号2、3、及び4につきましては、関連する案件となりますので、一括して内容説明をいたします。本件につきましては、研究施設用代替農地確保のため、譲受人が、譲渡人の所有する農地に賃借権を設定するものです。</p> <p>譲受人の農業経営の状況につきましては、耕作面積198a、農機具については、トラクター3台、耕耘機3台、農業用自動車4台を所有しています。</p> <p>譲受人は農地所有適格者法人以外の法人ですが、今回申請された耕作が法人の主たる業務の運営上、欠くことのできない試験研究のために行われるものであり、農地法施行令第二条第一項第一号イに該当すると考えられるため、許可要件を満たしていると考えます。簡単ですが、説明は以上です。</p>

議長	説明が終了しました。これから番号1の現地確認の報告を安藤委員にお願いいたします。
委員	<p>それでは、今回申請の番号1、上野田字土腐***番* 地目 田 ***㎡ 同じく***番*地目 田 ***㎡ 同じく ***番 地目 田 ***㎡ 計*筆、***㎡の3条申請について、2月13日に事務局職員とともに現地を確認いたしました。現地案内図は1ページでございますので、ご覧いただきたいと思います。</p> <p>申請地は昨年水稻を作付けし農地として使用されており、譲受人も農機具等を所有しており、所有する農地は全て耕作又は自己保全管理がされております。</p> <p>ついては、今後も耕作されると判断いたしましたので、よろしくをお願いいたします。以上で報告を終わります。</p>
議長	続きまして、番号2、番号3、及び番号4の現地確認の報告を**委員にお願いいたします。
委員	<p>今回申請の議案第5号、番号2番、3番、4番につきまして、事務局職員とともに2月16日に現地を確認いたしました。案内図は2ページです。</p> <p>申請地は農地として使用されております。また、譲受人の状況、使用目的、農機具等の所有状況につきましては事務局説明のとおりでございます。使用目的は試験研究施設の代替農地とうかがっております。また、他の使用農地等に関しても適切に管理されております。今回の案件につきまして今後も耕作されると判断いたします。皆様のご審議よろしくをお願いいたします。以上で報告を終わります。</p>
議長	報告が終了しました。これから御意見・御質疑等をお伺いします。御意見・御質疑等がございましたらお願いいたします。
委員	<p>2、3、4の〇〇〇〇の関係なんですけれども、この土地は賃貸借権を設定すると云うことですが、公共事業の代替地と云うことですが、元の土地も賃借で借りているのでしょうか。それから、田を借りるわけなんですけれども、この田にはどんなものを作付けするのでしょうか。それから、賃借期間はどれくらいでしょうか。</p> <p>以上、3点お伺いしたいと思います。</p>
事務局	〇〇〇〇が現在耕作されている土地につきましては賃借権を設定している土地でございます。また、どのようなものを作付けするのかにつきましては、研究施設として稲作を行うとのことですので。それと、賃借期間でございますが、令和5年4月1日から令和25年3月31日までの20年間となっております。
委員	はい。了解いたしました。
議長	ほかにごございますか。
委員	公共事業の代替地とのことですが、これは埼玉県、若しくは白岡市と云うことでしょうか。

事務局	〇〇〇〇は**地内に立地してございますが、周辺の道路が拡張されることとなります。**の関係でアクセス道路を整備するものでして、市が実施する事業によるものでございます。
委員	はい。わかりました。
議長	ほかにどなたかありますか。 [なしと云う声あり。]
議長	質疑なしと認めます。
議長	お諮りします。本案については取得事由を相当とし、農機具・労働力・作付計画等から、取得後、地域農業との調和を図りつつ十分効率利用できるものと認め、許可することで御異議ございませんか。 [異議なしと云う声あり。]
議長	異議なしと認めます。よって議案第5号については、原案のとおり決定します。

日程第3 議案第6号 農地法第5条の規定による許可申請に対する進達の意見について

議長	日程第3 議案第6号 農地法第5条の規定による許可申請に対する進達の意見について を議題といたします。事務局から内容説明をいたさせます。
事務局	<p>それでは、議案第6号 農地法第5条の規定による許可申請に対する進達の意見につきまして、御説明いたします。今回案件は5件でございます。総会資料の4ページを御覧願います。</p> <p>番号1につきましては、譲受人が、譲渡人から、使用貸借権を設定し、住宅敷として転用するための申請です。</p> <p>譲受人につきましては、現在、妻と二人で**市内の賃貸住宅に居住しておりますが。家財道具も増えて、手狭になってきたため、自己用住宅を建築したいと考えたことから、今回申請がなされたものです。</p> <p>申請地の農地区分は、甲種、第1種、第3種農地のいずれの要件にも該当しない農地という理由から、第2種農地と判断されます。また、計画の実現性については、申請内容及び関係各課が必要とする要件を備えていることから、おおむね認められるものと思われま。</p> <p>番号2につきましては、譲受人が譲渡人から、贈与により所有権を移転し、住宅敷として転用するための申請です。</p> <p>譲受人につきましては、現在、夫と子供の3人で**市内の賃貸住宅に居住しておりますが、近く新たに子供が生まれること、また、手狭になってきたこともあり、自己用住宅を建築したいと考えたことから、今回申請がなされたものです。</p> <p>申請地の農地区分は、甲種、第1種、第3種農地のいずれの要件にも該当しない農地という理由から、第2種農地と判断されます。また、計画の実現性については、</p>

<p>事務局</p>	<p>申請内容及び関係各課が必要とする要件を備えていることから、おおむね認められるものと思われます。</p> <p>番号3につきましては、譲受人が譲渡人から、売買により所有権を移転し、住宅敷として転用するための申請です。</p> <p>譲受人につきましては、現在、夫婦で市外の賃貸住宅に居住しておりますが、手狭になってきたため、自己用住宅を建築したいと考えたことから、今回申請がなされたものです。</p> <p>申請地の農地区分は、甲種、第1種、第3種農地のいずれの要件にも該当しない農地という理由から、第2種農地と判断されます。また、計画の実現性については、申請内容及び関係各課が必要とする要件を備えていることから、おおむね認められるものと思われます。</p> <p>番号4につきましては、譲受人が譲渡人から、売買により所有権を移転し、駐車場敷として転用するための申請です。</p> <p>譲受人につきましては、現在、申請地に隣接している土地に住居がありますが、家族構成が7人で、車の保有台数も7台となっております。それぞれの車の出入り時間が決まっていないため、現況の自宅地内でその都度入れ替えをしたり、友人宅を借りて駐車している状況となっております。この度、自宅地に隣接した申請地を購入し駐車場として利用する目的で、今回申請がなされたものです。</p> <p>申請地の農地区分は、甲種、第1種、第3種農地のいずれの要件にも該当しない農地という理由から、第2種農地と判断されます。また、計画の実現性については、申請内容及び関係各課が必要とする要件を備えていることから、おおむね認められるものと思われます。</p> <p>番号5につきましては、譲受人が譲渡人から、売買により所有権を移転し、住宅敷として転用するための申請です。</p> <p>譲受人につきましては、現在、家族4人で市外の賃貸住宅に居住しておりますが、家財道具も増えて、手狭になってきたため、自己用住宅を建築したいと考えたことから、今回申請がなされたものです。</p> <p>申請地の農地区分は、甲種、第1種、第3種農地のいずれの要件にも該当しない農地という理由から、第2種農地と判断されます。また、計画の実現性については、申請内容及び関係各課が必要とする要件を備えていることから、おおむね認められるものと思われます。説明は以上です。</p>
<p>議長</p>	<p>説明が終了しました。これから番号1、番号2、及び番号5の現地確認の報告を**委員にお願いいたします。</p>
<p>委員</p>	<p>それでは、議案第6号の5条の申請につきましてご報告をさせていただきます。</p> <p>先ず1につきましては高岩字野中****番* 地目 畑 面積 ***㎡ 権利内容については使用貸借、また、譲受人や転用の内容につきましては、事務局から説明がありましたので割愛をさせていただきます。現地案内図の3ページをご覧ください。</p>

<p>委員</p>	<p>場所でございますけど、駅から直線でおおよそ 600m 東北に位置します。主な公共施設といたしましては○△○△の直ぐ後ろでございます。また、近隣には★☆☆☆★☆☆、○☆☆○☆☆が近隣でございます。地域は既に住宅が点在しており、10ha 以上の集団農地とは認められませんでした。申請地は現在農地として利用されており、先行工事等は行われておりません。そのような状況から農地法違反等もございません。許可することによって地域の農地に阻害要因を及ぼすこともないものと考えられます。従って本件に関しましては許可相当と思いますが、皆様方の慎重審議をお願いいたします。</p> <p>続きまして番号 2 でございますが、高岩字本村、面積は***m² 権利内容は贈与による所有権移転、転用の内容につきましては、事務局から説明がありましたので割愛をさせていただきます、現地の説明をいたしますので 4 ページをご覧ください。</p> <p>申請地周辺の主な公共施設といたしましては、****学校、またすぐ後ろには****がございます。周辺は既に住宅が点在しており、益々都市化が進むようなところでございます。申請地は陸田の跡地となっており若干草が生えておりますが農地として利用されており、先行して工事等は行われておりません。また、周辺は 10ha 以上の集団農地とは認められませんが、皆様方の慎重審議をお願いいたします。</p> <p>続きまして番号 5 でございますが、高岩字六間****番* 面積 ***m²、権利の内容については売買による所有権移転、転用の内容につきましては、事務局から説明がありましたので割愛をさせていただきます、現地の説明をいたしますので 6 ページをご覧ください。場所は駅から直線でおおよそ 800m に位置します。300m 以内の主な公共施設でございますが、○△○△、○☆☆○☆☆、★☆☆★☆☆があり、この地域も、既に住宅が点在しており 10ha 以上の集団農地とは認められませんが、皆様方の慎重審議をお願いいたします。以上でございます。</p>
<p>議長</p>	<p>続いて、番号 3、番号 4 の現地確認の報告を**委員をお願いいたします。</p>
<p>委員</p>	<p>議案第 6 号、番号 3 番、4 番の下野田字宿***番*及び下野田字宿***番* 農地法第 5 条の規定による許可申請に対する進達の意見につきまして、2 月 20 日に現地を確認いたしました。現地案内図は 5 ページです。現地につきましては、周辺には宅地が点在しており、近くには***及び*学校があります。申請地は草が生えている程度で管理されており違反等はありませんでした。申請理由は事務局説明のとおりです。申請地の状況等から転用はやむを得ないと判断いたしました。皆様のご審議をお願いいたします。以上です。</p>
<p>議長</p>	<p>報告が終了しました。これから御意見・御質疑等をお伺いします。御意見・御質疑等がございましたらお願いいたします。</p>

	[なしと云う声あり。]
議長	お諮りします。本案については、事務局の説明及び担当農業委員からの報告、転用理由、申請地が含まれる区域の農地性から地域農業との調和を図りつつ効率利用できるものと判断し、転用はやむを得ないものと認め、許可相当の意見を付して
議長	県へ進達することで御異議ございませんか。
	[異議なしと云う声あり。]
議長	異議なしと認めます。よって議案第6号については、原案のとおり決定します。
議長	以上をもちまして、議案第4号から第6号に係る議事を終了いたします。
	[午前10時04分]
<u>協議報告事項1 農地法第4条第1項第8号の規定による転用届出に対する専決処分</u>	
<u>協議報告事項2 農地法第5条第1号第7号の規定による転用届出に対する専決処分</u>	
議長	引き続き協議報告会を開催いたします。
議長	協議報告事項1 農地法第4条第1項第8号の規定による転用届出に対する専決処分について、協議報告事項2 農地法第5条第1項第7号の規定による転用届出に対する専決処分について を事務局から説明をいたさせます。
事務局	協議報告事項1 農地法第4条第1項第8号の転用届出に関する専決処分についてでございますが、今回の報告は3件でございます。総会資料の7ページ目を御覧願います。番号1につきましては、住宅敷のための転用です。番号2につきましては、長屋住宅敷のための転用です。番号3につきましては、住宅敷拡張のための転用でございます。 続きまして、協議報告事項2 農地法第5条第1項第7号の転用届出に関する専決処分についてでございますが、今回報告は1件でございます。総会資料の8ページ目を御覧願います。番号1につきましては、住宅敷のための転用です。簡単ですが、説明は以上です。
議長	説明が終了いたしました。これから御意見・御質疑等お伺いします。御意見・御質疑等ございましたらお願いいたします。
	[なしと云う声あり。]
議長	質疑なしと認めます。
<u>協議報告事項3 農地法第18条第6項の規定による通知について</u>	
議長	続きまして、協議報告事項3 農地法第18条第6項の規定による通知についてを事務局から説明をいたさせます。

<p>事務局</p> <p>議長</p> <p>議長</p>	<p>協議報告事項3 農地法第18条第6項の規定による通知について でございますが、今回報告は2件でございます。総会資料の9ページから11ページ目を御覧願います。番号1につきましては、令和4年12月20日に解約があったものです。理由は、賃貸人が死亡したことによるものです。番号2につきましては、令和5年1月31日に解約があったものです。理由は、同じく賃貸人が死亡したことによるものでございます。簡単ですが、説明は以上です。</p> <p>説明が終了いたしました。これから御意見・御質疑等お伺いします。御意見・御質疑等ございましたらお願いいたします。</p> <p>[なしと云う声あり。]</p> <p>質疑なしと認めます。</p>
<p><u>協議報告事項4 その他</u></p>	
<p>議長</p> <p>事務局</p> <p>議長</p> <p>議長</p>	<p>続きまして、協議報告事項4 その他に移ります。事務局から内容説明をいたさせます。</p> <p>農地利用最適化推進1・1・1運動報告書、及び令和4年度の農地活用世話人活動実績報告の提出について でございます。</p> <p>先月お願いしました各報告書について御提出の方ありがとうございました。未だ提出の方が難しい方につきまして、追って提出の方いただければと思いますので、よろしくお願いいたします。</p> <p>続きまして、農業委員会活動記録の提出について でございます。</p> <p>こちらの方も、ご提出の方ありがとうございました。返却につきましては来月の資料配付時を予定しておりますので、よろしくお願いいたします。</p> <p>続きまして、来月の農地パトロールについて でございます。</p> <p>日程といたしまして、3月7日 山下委員・齋藤委員・日勝地区推進委員、3月22日 黒須委員・篠津地区推進委員 の予定となっております。必要に応じて日程変更をお願いします。また、日程変更を行った場合には事務局までご連絡をお願いします。</p> <p>なお、前述の日程で予定しておりますが、新型コロナウイルスの影響により、パトロールを中止する場合がございます。その際は改めてご連絡させていただきます。</p> <p>最後に来月総会の日程でございます。</p> <p>3月24日(金)午前9時からを予定しております。議事録署名委員の関山委員、江原委員の両委員は来月署名をお願いします。以上です。</p> <p>以上で、協議報告事項4その他を終わります。</p> <p>全体を通しまして御意見・御質疑等ございませんか。</p>

[なしと云う声あり。]

議長

ありがとうございました。以上をもちまして、本日の総会を閉会といたします。

[終了午前10時09分]